

議会議案第 3 号

持続可能な学校の実現と子どもたちの豊かな学びを保障する
ことを求める意見書の提出について

持続可能な学校の実現と子どもたちの豊かな学びを保障することを求
めることに関し、次のとおり意見書を提出する。

令和 6 年（2024年） 9 月 27 日 提出

提出者	鎌倉市議会議員	出	田	正	道
同	同	上	藤	本	あさこ
同	同	上	武	野	裕 子
同	同	上	竹	田	ゆかり
同	同	上	井	上	三華子
同	同	上	納	所	輝 次
賛成者	同	上	中	里	成 光
同	同	上	高	野	洋 一
同	同	上	く	り	は
同	同	上	吉	岡	和 江

持続可能な学校の実現と子どもたちの豊かな学びを保障することを求める意見書

今、学校現場は、深刻な教員不足となっています。教員を目指し免許を取得しながら、教員になることを断念する若者が増加し、さらに病気休職者や早期退職者が年々増加することで、全国の学校現場では、本来配置すべき教員数を満たしていない「教員の未配置」という状況が生まれ、その数も年々増加しています。この状況は、子どもたちの学びにとって、大きな懸念材料となっています。学校はどの子にとっても、安心して過ごし、豊かに学べる場でなければなりません。しかし、教員の未配置により、4月に担任が決まらない学校もあり、1人の担任が2クラスの担任をしたり、専科教諭が配置できないため、担任が授業を穴埋めしたり、中学校では、免許外教科を持たざるを得ない状況も生まれています。このような状況下では、教員が一人ひとりの子どもたちに目が行き届きにくくなり、いじめや不登校に気づきにくくなるなど、子どもたちの心や豊かな学びに大きな支障を来すことになります。この問題を解決するためには、教職員の勤務環境の改善、とりわけ長時間労働の是正が喫緊な課題であり、最大な課題と言えます。

働き方改革の一環として、時間外労働の上限規制が労働基準法に規定され、2019年4月（中小企業は2020年4月）から適用されていますが、医業に従事する医師などの5業種については、業務の特性などの課題があることから、適用が5年間猶予されていました。しかし、2024年4月には、5業種にも時間外労働の上限が付されました。このように、社会全体が勤務時間の適正化に向かう中、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」いわゆる給特法が適用される教員については、長時間労働が常態化したままになっています。

「骨太方針2024」では、中教審「審議のまとめ」を踏まえて、「2026年までを集中期間として、働き方改革のさらなる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実、育成支援を一体的に進める」、「2025年通常国会に教職調整額の水準や各種手当の見直しなどの給特法改正案を提出する」としています。

学校の働き方改革を進める観点から、この「骨太方針」の実現は第一です。しかし、長時間労働の是正には不十分です。教員の健康と福祉が確保されていない長時間労働の抜本的な是正策として、具体的な「業務

削減」と、教員の業務負担軽減につながる「教職員定数改善」が必要です。2019年に改正された給特法の附帯決議の趣旨を踏まえたさらなる施策の実施が欠かせません。

国においては、持続可能な学校の実現と子どもたちの豊かな学びの保障のために、学校の長時間労働是正に資する政策実行を求めます。

記

学校の働き方改革推進のため、以下の事項を実施すること。

- 1 教職員の負担軽減を図る観点から、国として具体的な業務削減策を示すこと。
 - (1) 部活動の地域移行をさらに進めること。
 - (2) 「カリキュラム・オーバーロード」の実態にあることから、学習指導要領の見直しを行うこと。
- 2 教職員定数改善に取り組むこと。
- 3 自治体での取組が確実に進むよう、人の配置・確保も含め、推進のための必要な財源確保等を行うこと。
- 4 教員のいのちと健康が守られる法制度の整備を図ること。
- 5 今後、勤務実態調査を行った上で、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年（2024年）10月2日

鎌 倉 市 議 会